

新型コロナウイルスの影響による家計急変学生への支援（修学支援新制度の運用拡充）

< 支援開始までのプロセス >

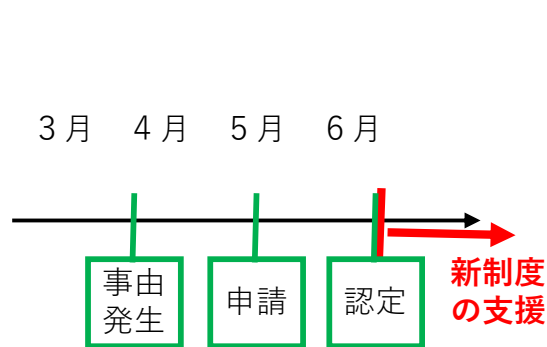
家計急変の事由発生⇒申請⇒審査⇒認定⇒支給開始

< 運用改善 >

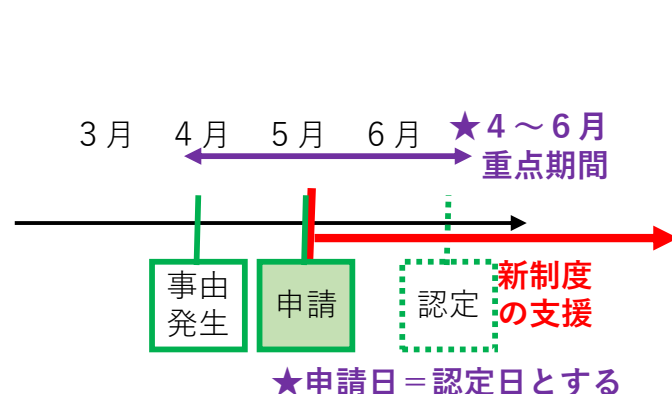
- 6月末までを「重点支援期間」と設定し、早期申請を促進。
- 事由発生日を収入減少があった月の末日又はその前月の末日に設定。（事由発生日の翌月以降の所得を判定）
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、申請が急増し、審査に時間を要することが見込まれるため、少しでも早く支給を開始できるよう、基準を満たし認定する場合は、**申請日を認定日（＝支給開始月）とみなす**。

⇒これにより、**新制度の支援を早期に開始できるようにする**。

< 従来の解釈 >



< 今後 >



※なお、新入生は、事由発生が入学前であれば、6月までの申請により入学時から支援開始となる。